

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	28		府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	配偶者居住権の創設を踏まえた所要の措置			
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）により、民法（明治29年法律第89号）の一部が改正され、配偶者居住権が創設されたことを踏まえ、所要の措置を検討する。 ・ 特例措置の内容 — 			
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法附則第34条 所得税法第44条 租税特別措置法第33条第1項、第2項、第3項 第33条の4第1項 </div>			
減収見込額	[初年度] — (—)	[平年度] — (—)	(単位：百万円)	
要望理由	配偶者居住権の性質を踏まえ、現行の課税関係を整理した上で、必要に応じ、所要の措置を講ずる必要がある。			
本要望に対応する縮減案	—			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—